

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令
の一部を改正する政令要綱

- 1 特定駐留軍用地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付することとされている第三者作成書類について、添付することに代えて保存していることをその適用の要件とすることとする。（第 63 条の 3、第 63 条の 4 関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとする。（附則第 1 項関係）